

岩手県告示第215号

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、届出その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、県内に住所、主たる事務所、事業所等を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成23年3月11日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

平成23年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也